



スカパーJSAT

ポータルリンクサービス契約約款
新旧対照表
(第5版/令和4年10月)

スカパーJSAT株式会社

ポータリンクサービス契約約款 新旧対照表(第5版/令和4年10月)

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>(無線従事者の選任)</p> <p>第11条 ポータリンクサービスの利用に係る地球局の操作は、契約者が指定する無線従事者(電波法及び無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)の規定に基づき無線従事者の免許を受けた者をいいます。)に行っていただきます。ただし、電波法及び電波法関連諸規則に別段の定めがある場合は、この限りではありません。</p> <p>2 当社は、前項の無線従事者を選任又は解任します。</p> <p>(ポータリンクサービス提供の停止)</p> <p>第32条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、ポータリンクサービスの提供を停止することがあります。</p> <p>(略)</p> <p>(3)ポータリンク地球局設備等に関し、事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則、「ポータリンク地球局設備等の条件」、並びに「ポータリンクサービス技術資料」に定める条件及び当社が別に定める技術条件を遵守しないとき。</p> <p>(略)</p> <p>(無線局免許取扱手数料、証明取得料の支払い義務)</p> <p>第44条 契約者は、電波法に定める特定無線局(包括免許制度適用の無線局)とする無線局以外の無線局に関し、電波法及び電波法関連諸規則の規定に基づく事務及び作業を行ったときは、料金表第5表(無線局免許取扱手数料)に規定する無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。</p> <p>(センター局の検査及びポータリンク地球局設備等の点検)</p> <p>第51条 当社は、電波法及び電波法関連諸規則に基づきセンター局及びポータリンク地球局設備等の点検、検査、機能確認又は保守を行おうとするときは、あらかじめ、その期日及び検査を行う場所を契約者にその旨書面で通知します。</p> <p>(略)</p> | <p>(無線従事者の選任)</p> <p>第11条 ポータリンクサービスの利用に係る地球局の操作は、契約者が指定する無線従事者(電波法及び無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)の規定に基づき無線従事者の免許を受けた者をいいます。)に行っていただきます。ただし、電波法及び電波法関係法令に別段の定めがある場合は、この限りではありません。</p> <p>2 当社は、前項の無線従事者を選任又は解任します。</p> <p>(ポータリンクサービス提供の停止)</p> <p>第32条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、ポータリンクサービスの提供を停止することがあります。</p> <p>(略)</p> <p>(3)ポータリンク地球局設備等に関し、事業法、事業法関係法令、電波法及び電波法関係法令、「ポータリンク地球局設備等の条件」、並びに「ポータリンクサービス技術資料」に定める条件及び当社が別に定める技術条件を遵守しないとき。</p> <p>(略)</p> <p>(無線局免許取扱手数料、証明取得料の支払い義務)</p> <p>第44条 契約者は、電波法に定める特定無線局(包括免許制度適用の無線局)とする無線局以外の無線局に関し、電波法及び電波法関係法令の規定に基づく事務及び作業を行ったときは、料金表第5表(無線局免許取扱手数料)に規定する無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。</p> <p>(センター局の検査及びポータリンク地球局設備等の点検)</p> <p>第51条 当社は、電波法及び電波法関係法令に基づきセンター局及びポータリンク地球局設備等の点検、検査、機能確認又は保守を行おうとするときは、あらかじめ、その期日及び検査を行う場所を契約者にその旨書面で通知します。</p> <p>(略)</p> <p>(実施期日)</p> <p><u>この改定規定は、令和4年10月1日より実施します。</u></p> |